

京都市交通局管理規程 6-10（京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程）の一部を次のように改正する。

平成17年3月18日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田與三右衛門

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 市バスとくとくカード

種 類	使用限度額	発 売 額
1,000円券	1,100円	1,000円

第2条第3項に次の1号を加える。

(3) 市バスとくとくカード

乗合自動車

第4条第1項第2号中「駅」の右に「(市バスとくとくカードを除く。)」を加える。

第6条の2の見出し中「トラフィカ京カード」を「トラフィカ京カード等」に改め、同条各号列記以外の部分中「トラフィカ京カード」の右に「及び市バスとくとくカード（以下この条において「トラフィカ京カード等」という。）」を加え、同条第1号中「トラフィカ京カード」を「トラフィカ京カード等」に改め、同条第2号中「トラフィカ京カード」を「トラフィカ京カード等」に、「(小児用カードにあつては40円)」を「(トラフィカ京カードにおける小児用カードにあつては40円)」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「カード」の右に「(市バスとくとくカードを除く。以下この条について同じ。)」を加える。

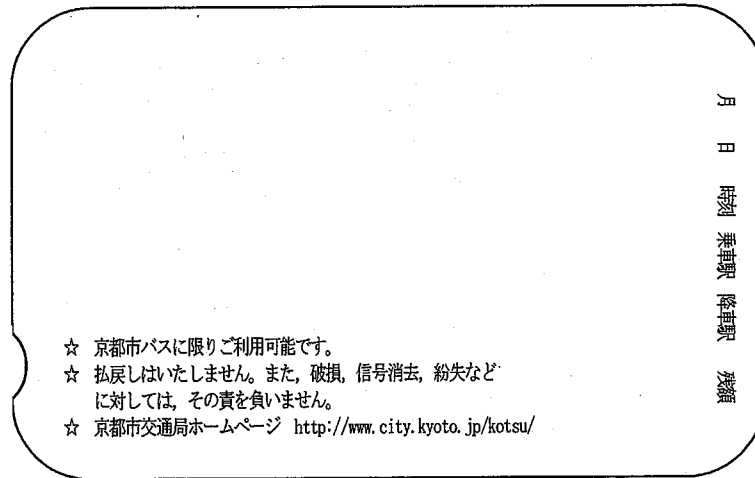
別記様式第3号の次に次の1号を加える。

(3) 市バスとくとくカード

(表面)



(裏面)



備考 エンコード乗車券とする。

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)